

下諏訪町景観計画を策定します

下諏訪町では、豊かな自然や歴史、文化により培われた良好な景観を守り、育み、次の世代に引き継いでいくため、景観法に基づく「景観計画」を策定します。

1 景観計画策定の背景

良好な景観形成に対する取り組みは、全国の自治体で行われていますが、独自のガイドラインや自主条例に基づく手法には限界があり、必ずしも十分とは言えませんでした。

そのようななか、平成16年に景観法が制定され、町が県の同意を得て景観行政団体へ移行することで、法に基づく強制力を持った「景観計画」を策定することができます。

2 これまでの取り組み

景観法の制定や、景観に対する住民意識が高まるなか、平成22年度から23年度にかけて45人の住民代表の方に参画いただき「下諏訪町景観計画策定検討委員会」を設置し、町の景観のあり方について民公協働による検討を重ねてきました。

検討委員会では「住民アンケート」や「景観フォーラムの開催」、「景観まちあるき」などを通じて、町の特性を生かした景観形成を進めるための「景観計画（案）」を取りまとめ、町長へ提案いただきました。

3 景観計画の概要

景観法により、景観計画には主に次の事項を定めることとされています。

- ①景観計画の区域
- ②良好な景観形成に関する方針
- ③行為の制限に関する事項
- ④景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針
- ⑤その他良好な景観形成に必要な事項

特に「③行為の制限に関する事項」では、一定規模を超える建築行為について町への「届出」が必要となります。町内全域を「重点地区」と「一般地区」に区分し、町は、「届出」に対して建築物の色彩、形態意匠、高さ等について、地区ごとの景観特性に基づき定めた「景観形成基準」に適合するよう指導し、高層建築物や、けばけばしい色彩に対する制限を行います。

町では、「景観計画」策定のための説明会を下記の日程で行います。寄せられた意見を「景観計画」へ反映し、県との協議を経て町条例を制定し、平成24年4月の「景観計画」発効を目指しています。

私たちの町の良好な景観づくりのため、多くの皆様のご参加をお願いします。

説明会日程

日 時	場 所	※対象者	
10月17日(月) 午後7時	儀象堂 (住所：立町1部3289)	立町1・2・3部、横町木の下、湯田町、大社通、上久保	重点地区の住民の方
10月18日(火) 午後7時	下諏訪町役場 4階講堂	町全域	一般地区・重点地区の住民の方
10月19日(水) 午後1時30分	下諏訪町役場 4階講堂	事業者	土木建築・住宅・設計・塗装等関係事業者の方
10月20日(木) 午後7時	下諏訪町役場 4階講堂	町全域、事業者	一般地区・重点地区の住民の方、事業者の方
10月23日(日) 午前10時	下諏訪町役場 4階講堂	町全域、事業者	一般地区・重点地区の住民の方、事業者の方

※説明会の内容は、全日程とも同一内容です。説明会の対象者については、重点地区、一般地区、事業者別に記載していますが、対象者以外の方も、どの日程にもご参加いただけます。

説明会資料は、下記の町ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.shimosuwa.lg.jp/town-intro/townadomin/keikan/index.html>
(トップページ → 町の情報 → 町政情報 → 下諏訪町景観計画)

良好な景観形成に関する方針

「下諏訪町景観計画策定検討委員会」からの提案に基づき、町の全域を景観計画区域に定め、「町全域の基本目標」と「町全域の景観形成方針」により良好な景観形成を図ります。

1 町全域の基本目標

水と緑に囲まれた情緒のある景観を引継ぎ、歴史・文化を活かした良好な景観を形成するにあたり、町の景観形成の基本目標を次のとおり定め、民公協働により取り組みます。

町民の愛着と誇りをもとに、自らが創造する水と緑と大社の美しいまち 下諏訪

2 町全域の景観形成方針

町の景観特性を活かして、町全域の基本目標を達成するための景観形成方針を次のように定めます。

①水と緑の風景を保全し、後世に豊かな自然景観を継承します。

諏訪湖から三峰山、鷲ヶ峰、八島ヶ原高層湿原までの市街地に面する湖と山の自然環境は、私たちの誇りであり、多くの人々が訪れ、安らぎを感じる場でもあります。この恵まれた自然の景観を保全し、水景・緑景の連なりを基調とした景観形成を進め、後世に豊かな自然景観を継承していきます。



②湖・山・空への眺望を保全し、魅力ある景観形成を進めます。

下諏訪町は、諏訪湖と富士山の眺望、湖と背後の山々と空の風景など、豊かな景観を有しています。この湖・山・空の景観を町内全域で保全し、四季の移ろいを感じることでできる魅力ある景観形成を進めます。



③歴史文化を継承し、新たな創造と調和を基本とする景観形成を進めます。

下諏訪町は、諏訪大社とともに発展した温泉宿場町として、数多くの歴史的景観資源を有し、豊かな自然環境と融和したまちの景観イメージをつくりあげてきました。これらの歴史的景観の保全と再生を進めるとともに、創造的な視点を加えて、優れた景観の創出を図り、これらが調和する景観形成を進めます。



④樹林と身近な緑が重層する緑の景観を保全し、創出します。

並木をはじめ寺社林、庭園林などの樹木は、背景の山々の豊かな自然環境と相まって良好な環境を形成しています。また、山裾の住宅地は、石積みと手入れの行き届いた生垣が連続する風情ある住宅地として、四季を通して穏やかな佇まいを形成しています。これらの樹木や緑豊かな住環境を継承し、背景の山の緑と調和した良好な住環境の保全を進めるとともに、新たな緑の創出に努めます。



⑤いきいきとした生活風景がにじむ通りや路地の町並み景観の形成を進めます。

下諏訪町には、日々の暮らしや生業と昔から続く祭りの風情が積み重ねられた生活風景の場としての旧街道、参道、坂道、路地など、通りの風景が数多くあります。これらの良好な生活空間を保全するとともに、いきいきとした魅力ある通りの風景の育成を目指して、通りや町並みに配慮した景観形成を進めます。



⑥住民、事業者、行政が協働で良好な景観の形成に取り組みます。

下諏訪町の景観形成に係る施策や活動への参画の機会を拡大して、住民、事業者、行政の各主体の相互理解と協力を深め、公共の財産としての景観に対する意識の醸成を進めます。

住民、事業者、行政の各主体が、それぞれの役割を踏まえ、民公協働により良好な景観形成を進めます。